



うめ

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

## ◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 12日・振替休日 23日・天皇誕生日

国 税 / 令和5年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税 / 贈与税の申告

2月1日～3月15日

国 税 / 1月分源泉所得税の納付

2月13日

国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月29日

国 税 / 6月決算法人の中間申告

2月29日

国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合)

2月29日

国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人  
税の確定申告及び納付

2月29日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	.	.

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
市町村の条例で定める日

ワン  
ポイント

**配当集計フォーム** 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある配当等の内容を表計算ソフト等で入力するためのフォーマット。入力・保存したデータは、作成コーナーの配当所得、配当控除の入力画面でデータ読込の操作を行えば、その内容が作成コーナーに反映されます。なお、特定口座での受入分、特定公社債の利子等は集計対象外です。

# 年収の壁・支援強化パッケージの活用



パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、令和5年10月に「年収の壁・支援強化パッケージ」が厚生労働省より公表・開始されました。今回は、その概要と活用方法や注意点を解説します。

## 一 「年収の壁」を巡る現状

会社員・公務員の配偶者で、扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労し、その中には、社会保険料負担等による手取収入の減少

を理由に、就業調整をする方が一定程度存在しています。

就業調整の理由には、次のようなものがあります（厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」・複数回答）。

(1) 被扶養者の認定基準（130万円の壁）

・ 年収130万円を上回ると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、国民健康保険・国民年金に自分で加入しなければならなくなるから：約57%

(2) 被用者保険加入（106万円の壁）

・ 労働時間が週20時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならぬから：約21%  
※ 従業員数100人超の企業では、一定要件を満たすパート・アルバイトの方も、健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

(3) 配偶者の会社の配偶者手当

・ 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから：約15%

## 二 パッケージの概要

公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」は、次のもので構成されています。

（106万円の壁への対応）  
・ キャリアアップ助成金  
・ 社会保険適用促進手当  
（130万円の壁への対応）  
・ 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（配偶者手当への対応）  
・ 企業の配偶者手当の見直し  
の促進  
次に、具体的な施策を見ていきましょう。

(1) キャリアアップ助成金

「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。労働者本人負担分の保険料相当額の手当（社会保険適用促進手当）の支給や賃上げなどにより、年収の壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースで、2種類のメニューがあります。

① 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる）

賃金の15%以上を追加支給すること等の要件を満たすと

きに、1人あたり3年間で最大50万円（大企業は3/4の額）を支給

② 労働時間延長メニュー（①に労働時間延長メニューを組み合わせることも可能）  
一定以上の所定労働時間の延長・賃金の増額をした場合に、一人あたり30万円を支給対象となる労働者の要件（例えば、「社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている」・「社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。」等）がありますので、実施前に確認をしておきましょう。

(2) 社会保険適用促進手当

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないことができます。

また、事業所内でのバランスを考慮し、事業主が同一事業所

内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様の取扱いとすることができません。

厚生労働省より、Q&Aが出版されていますので、一部を抜粋します。

**Q1** 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外は、どのような方が対象となるか。

**A1** 新たに社会保険の適用となった労働者であつて、標準報酬月額が10万4千円以下の者が対象となります。また、事業所内での労働者間の公平性を考慮し、事業主が同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、同様に、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しない措置の対象となります。

**Q2** 標準報酬等の算定から除外できる期間の上限はあるか。

**A2** それぞれの労働者について、最大2年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定において考慮しないこととします。

各労働者について、2年が経過した後は、標準報酬月額・標準賞与額の算定に含めて保険料が計算されません。

**Q3** 社会保険適用促進手当は労働者に毎月支払う必要があるか。複数月分の本人負担分保険料相当額について、まとめて社会保険適用促進手当を支払うことは可能か。

**A3** 社会保険適用促進手当は、あくまでも事業主が労働者に対し、労働者の社会保険料負担を軽減するために自らのご判断で支給いただくものであり、支給のタイミングや方法についてもそれぞれの事業主ごとに決定いただくこととなります。

**Q4** 社会保険適用促進手当を支給する場合、就業規則（又は賃金規程）の変更と労働基準監督署への届出が必要か。

**A4** 常時10人以上の労働者を使用する事業場においては、就業規則（又は賃金規程）の変更と届出が必要になります。

**(3) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化**  
今回の措置は、一時的に収入

増（130万円以上）になった方について、事業主が証明を行うことにより、引き続き被用者保険の被扶養者となることを可能とする措置です。こちらも厚生労働省より具体的な取り扱いを示したQ&Aが出版されています。その一部を抜粋します。

**Q1** 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化は、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされているが、具体的には何をもつて「1回」「連続2回」と数えるのか。

**A1** 新たに被扶養者を認定する場合を含む被扶養者の収入確認に当たって事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を保険者が確認した場合には、「1回」と数えます。

被扶養者の収入確認を年1回実施する場合は、「連続2回」とは連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続2回」になります。

**Q2** どのような事情が「一時的な収入変動」として認められるか。

**A2** 一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・ 他の従業員が退職したことにより業務量が増加
- ・ 受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加

- ・ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加

などが、想定されます。

**(4) 企業の配偶者手当の見直し**  
の促進

パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等、わかりやすい資料が厚生労働省から公表されています。

## 財産債務調書

1年間の各種所得の金額の合計額（退職所得を除く）が2000万円を超える方が、その年の12月31日に合計額で3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を所有している場合は、財産債務調書を提出する必要があります。

財産債務調書には、所有している財産や債務の種類や用途、所在地、その財産の価額や債務の金額などを記載します。調書に記入する財産の価額は、財産の「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。一定の価額以上の財産については、所在別に区分して記載する必要があります。

令和4年度の税制改正で、財産債務調書の提出義務者や提出期限などが見直され、令和5年分以降の財産債務調書から適用されるようになりました。まず、財産債務調書の提出義務者の範囲が広がります。上記

の提出義務者に加えて、各種所得の金額の合計額に関わらず、その年の12月31日に合計額で10億円以上の財産を所有している人も、提出義務者になりました。次に、提出期限については、今までは所得税の確定申告書の期限と同じで、その年の翌年3月15日でした。それが令和5年分以降は、その年の翌年6月30日が提出期限になります。さらに、所在別に区分して記載するものについて、従来はその年の12月31日における価額が100万円以上のものでしたが、改正により300万円以上になりました。

その他、その年の12月31日における預入高が50万円未満の預貯金については、その預入高の記載を省略できることになりました。預入高の記載を省略する場合は、「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載します。また、青色申告決算書や収支内訳書の「減価償却費の計算」欄に記載された減価償却資産については、資産ごとに区分せず総額で記載しても良いことになりました。

## 海外勤務中に不動産を売却したとき

日本の法人の海外支店などに1年以上の予定で勤務する給与所得者は、一般的には、日本国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上の非居住者となります。

非居住者は、その所得のうち日本国内で発生したもの（国内源泉所得）についてのみ日本の所得税が課税されることから、非居住者が日本国内にある不動産を売却したときの所得に対しては、日本で所得税が課税されます。この不動産を売却したときの所得は譲渡所得とされ、原則として確定申告が必要です。

また、譲渡対価は、原則として10.21%の税率で源泉徴収されます。

ただし、その譲渡対価が1億円以下で、その土地等を購入した人が自己またはその親族の居住用に購入した場合は、源泉徴収されません。

### 返還インボイスの取扱

消費税のインボイス制度が始まり、買い手が仕入税額控除を適用するためには、原則売り手から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

返品や値引などの売上に係る対価の返還等を行った場合には、売り手は買い手に対し返還インボイスの交付義務がありますが、売上に係る対価の返還等の金額が税込で1万円未満であれば

る場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。売り手が振込手数料相当額を負担する場合、その負担額を売上値引として処理する場合は、通常1万円未満になりますので返還インボイスの交付義務が免除されます。

なお売り手が負担する振込手数料相当額について売上値引処理をする場合の適用税率は、その値引の基となる売り上げの適用税率に従うこととなります。